2　前項第二号に規定する特定資金の貸付け等であって、第一条第四号イ及びロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第十四条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするものについては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十七条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、次に掲げるものとする。

一　平成二十九年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第十四条第一号に掲げる者のうち、平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた茨城県常総市の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

二　平成二十九年三月二十二日までに行われる特定資金の貸付けであって、第十四条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

三　平成二十九年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第四号イに掲げる相談窓口に係る事案に関する第十四条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの（運転資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号に掲げる者を対象とする場合は、公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

二　前項第二号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

三　前項第三号に掲げる者（債務負担が重く経営の改善に迫られている者であって、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関又は指定金融機関の経営指導を受けて事業計画を作成するものに限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

四　前項第三号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

五　前二号は、同時に適用することができるものとする。

4　前項第一号及び第二号の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十七年九月七日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第二号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十八年八月十六日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十八条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第十四条各号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第五章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十九条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

七　第九条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項